変更届出書届出書類一覧表
（専任の宅地建物取引士の変更）

注意事項
・この一覧表は、中部地方整備局長宛に届出する場合の標準的な届出書類の一覧です。
・必要な書類は、案件ごとに変わる場合がありますので、一覧表に掲げる書類以外の資料等を提出いただく場合があります。
・ご不明な点は担当者までご相談ください。
連絡先：名古屋市中区三の丸２－５－１　名古屋合同庁舎第2号館
中部地方整備局　建政部　建設産業課　不動産業係
電話：052－687－8523
◎＝必ず必要なもの、〇＝条件により必要となるもの
※各種様式はこちらからダウンロード可能です（国土交通省HPより）
https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/license/yoshiki_list_estate_r07.htm

	書類の名称	就任		退任		氏名等変更		備考
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	
1	変更届出書 様式第三号の四（第一面）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	変更届出書 様式第三号の四（第四面）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・該当部分のみ記載
2	添付書類（4） 専任の宅地建物取引士設置証明書	◎	◎	〇	〇			・従事する者の人数は専任の宅地建物取引士を含む人数 **・事務所を廃止することに伴い、専任の宅地建物取引士が退任する場合は不要**
3	添付書類（8） 略歴書 （専任の宅地建物取引士等）	◎	◎					・就任がなく退任のみの場合は不要。 ・住民票の住所を記載。住民票の住所以外の所に居住している場合は、「居所」としてその居所も併記すること ・職名は専任の宅地建物取引士と記入すること ・職歴は主要なものを全て記載すること ・他法人の役員、従業者等を兼務する場合は全て記入 ・事務所名を記載
4	宅地建物取引士証の写し	◎	◎					・就任がなく退任のみの場合は不要。 ・有効期限を確認すること。 ・住所変更がなされている場合は裏面も添付すること
5	専任の宅地建物取引士の専任性を確認する書類	◎	◎					・就任がなく退任のみの場合は不要。 ・雇用保険証、健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書等の写し ※健康保険証は**不可**
6	専任の宅地建物取引士の専任性を確認する書類 （居所証明）	〇	〇					・就任がなく退任のみの場合は不要。 ・3の略歴書で「居所」を記載した場合、公共料金の請求書、賃貸借契約書の写しなどを居所確認のため添付すること
7	戸籍謄（抄）本					◎	◎	・発行日から3ヶ月以内のもの
8	変更届に係る委任状	〇	〇	〇	〇	〇	〇	・代理人が届出をする場合

※令和6年5月25日以降
「登記されていないことの証明」および**「身分証明書」**の**添付は不要**
（役員、政令使用人を兼務する者は引き続き必要）